

東京電力福島第一原子力発電所事故による 損害賠償請求権の消滅時効等に関する意見書

埼玉青年司法書士協議会（以下、「当会」という）は、埼玉司法書士会所属の司法書士など約160名で構成される任意団体である。当会は、平成23年3月に東京電力福島第一原子力発電所事故（以下、「本件事故」という。）が発生して以来、さいたまスーパーアリーナや旧騎西高校避難所をはじめ、埼玉県内各地の避難所や公共施設等において、本件事故により避難生活を余儀なくされている市民への相談支援活動を継続して行ってきた法律実務家団体としての立場から、本件事故により生じた原子力損害（原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）第2条第2項にいう「原子力損害」をいう。）の賠償請求権の消滅時効や除斥期間につき、以下のとおり意見を述べる。

声明の趣旨

1. 本件事故により生じた原子力損害の賠償請求権について、民法第724条前段の短期消滅時効によって消滅しないものとする特別の立法措置を講じるべきである。
2. 本件事故により生じた原子力損害の賠償請求権については、民法第724条の除斥期間の規定及び民法第167条第1項の消滅時効の規定は適用されず、別途、一定の期間の経過後に消滅するものとする特別の立法措置を講じるべきである。
3. 上記1, 2の特別の立法措置を講じるにあたっては、本件事故の被害者が不利益を被ることがないように、慎重に検討すべきである。

声明の理由

1. はじめに

2011年（平成23年）3月11日に本件事故が発生してから2年4か月が経過した。東京電力株式会社（以下、「東京電力」という。）に対する本件事故の被害者の損害賠償請求権については、東京電力の不法行為によるものとして、民法第709条に基づいて構成することができ、また、消滅時効については、民法724条前段が適用され、「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年」で消滅時効により請求権が失われるとされている。

しかし、本件事故は、本年3月13日に安倍晋三首相が衆議院予算委員会で「政府として収束ということと言える状況にはない」と発言していることから明らかなように、収束の見通しすら一向に立たない状況にあり、未だその被害の全容も明らかではない。このような状況下で、本件事故から最短で2014年（平成26年）3月11日に民法第724条前段の短期消滅時効が成立するのは、著しく正義に反すると言わざるを得ない。

また、本件事故の被害の未曾有の深刻さや、1986年（昭和61年）に旧ソ連で発生したチェルノブイリ原発事故による晩発性の健康被害が同事故25年を経過した今日でもなお発生し続けていること等を併せて考えると、本件事故に係る損害賠償請求権につき、民法第724条後段が適用され、本件事故発生から20年の経過後に除斥期間により消滅することも、民法第167条第1項が適用され、権利を行使することが可能な時から10年の経過後に時効により消滅することも、同様に著しく正義に反すると言ふべきである。

従って、本件事故の損害賠償請求権の消滅時効に関しては、民法の規定によらず、別途、特別の立法措置により規定されるべきである。

2. 本件事故による健康被害把握の困難性

本件事故による汚染被害は、福島県内に留まらず、海洋汚染も含め極めて広範囲にわたり、放射線被ばくを直接・間接に受け、将来的に健康被害を発症する被害者の実数も現状では把握できていない。また、本件事故により大量に拡散した放射性物質の影響、特に低線量被曝の影響については、専門家の間でも意見が分かれている。このような状況下で、現時点で被害者の身体にどのくらいの期間経過後、どのような具体的な影響が現れるのか予測することは著しく困難であり、健康被害の全容を早期に明らかにすることはほぼ不可能であると言わざるを得ない。したがって、民法第724条前段の短期消滅時効、民法第167条第1項の消滅時効及び民法第724条後段の除斥期間の規定がそのまま適用されるのは許されるべきではない。

3. 東京電力の対応と消滅時効について

東京電力は、本年2月4日、「原子力損害賠償権の消滅時効に関する弊社の考え方について」と題する見解を公表し、その中で、避難等対象区域の被害者に関し、①時効の起算点は、被害者が、事実上、損害賠償を請求することが可能となったとき、具体的には東京電力がそれぞれの損害について賠償請求の受付を開始した時とし、また、②東京電力の被害者に対する請求書又はダイレクトメール（以下、「請求書等」という。）の送付が時効の中断事由である「債務の承認」にあたり、被害者が請求書等を受け取った時点から、また新たに時効期間が進行するとしている。しかし、この見解だけでは、以下に述べるとおり、被害者の権利保護に関し、極めて不十分である。

まず、請求書等が送付されていない被害者の損害賠償請求権についても、東京電力が損害賠償請求の受付を開始した時から3年間で消滅時効が完成しうる点が挙げられる。実際、避難等対象地域外で放射能汚染による深刻な被害を受けた地

域の住民の多数が、3年の消滅時効の完成という事態に直面することになる。また、避難等対象地域の被害者であっても請求書等が届いていない場合や、避難先を転々としている間に請求書等を紛失した等の場合には、消滅時効の中断を東京電力に対抗することができない。

そもそも、被害者の消滅時効の完成の可否を、加害者である東京電力からの請求書等の送付にかからせることは不相当であると言わざるをえず、東京電力の上記見解では、被害者の権利を到底保護しうるものではない。

4. 国の対応と消滅時効について

本年5月29日、「東日本大震災に係る原子力損害賠償についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の御中断の特例に関する法律」（以下、「本法」という。）が参議院本会議で可決・成立した。本法は、原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「原賠センター」という。）への和解仲介申立てに時効中断の効力を与え、たとえ和解が成立しなかったとしても、原賠センターから打ち切りの通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴訟を提起すれば、和解仲介申立ての時に訴えを提起したものとみなすというものである。

しかし、原賠センターへの和解仲介申立件数は、平成25年7月5日現在で7019件（文部科学省発表）と、本件事故の被害者のうち、ごく一部が和解仲介を申し立てているに過ぎない。その理由として、原賠センターでの和解仲介手続の存在すら知らなかったり、手続を理解していなかったりする被害者が数多くいることや、財物賠償など、中間指針等で基準が明確に定められていない損害項目があり、被害者が和解仲介手続の利用を躊躇せざるをえない事情が存在すること等が挙げられるが、このような状況下で原賠センターでの和解仲介申立てを行わなければ消滅時効の完成を避けられないとすれば、本件事故の被害者の権利救済にとって、著しく正義に反し、本法のみでは、被害者の救済としては不十分であ

ると言わざるを得ない。

5. 本件事故の現状と消滅時効について

東京電力が引き起こした本件事故が未曾有の被害をもたらし、また、前述のとおり、現在も本件事故が収束することなく本件原発から放射性物質が放出され続け、被害がなお継続的に発生し続けており、今後も容易に収束する見込みのないことが明白な状況下において、本件事故の加害者である東京電力が民法724条前段の短期消滅時効を主張することなく、被害者に対する損害賠償債務を負い続けることは当然の責務である。

短期消滅時効制度が設けられている趣旨の一つに、長期にわたって存続している事実状態を尊重して、その事実状態を前提として構築された社会秩序や法律関係の安定を図ることが挙げられるが、本件事故に伴う損害賠償請求権においては、今なお被害の全貌も明らかでなく、また、上記のとおり日々被害が発生、拡大し続けており、加害者である東京電力がこのような短期消滅時効の制度的利益を享受すべきでないことは明白である。

6. 民法第724条後段の適用をあらかじめ排除しておく必要性について

本件事故は、前述した通り、民法第709条の不法行為として構成されうるところ、民法第724条後段の除斥期間の規定が本件事故の損害賠償請求権に適用されるとすれば、不法行為時から20年の経過によって請求権が確定的に消滅することになる。しかし、上記の除斥期間の規定は、加害者にとって長期に賠償責任を負い続けることは酷であり、また、20年の経過により証拠の散逸が進んでしまい、立証が困難となることなどの価値判断により設定されているものである。しかし、前述した通り、いまだ本件事故が収束しておらず、被害の拡大も続いている現状においては、不法行為時も明確でなく、また、前述の理由により、東京

電力がこのような除斥期間の制度的利益を享受すべきでないことは明白である。

なお、民法第724条後段の除斥期間は、いわゆる公害訴訟や薬害訴訟で問題となることが多いが、本件事故に関しては、東京電力の責任の重大性や、多数にのぼる被害者の将来の権利保護の必要性から、立法措置により、民法第724条の適用を排除しておく必要があると考える

また、同様の理由により、民法第167条第1項の消滅時効の規定についても、あらかじめ立法措置により、その適用を排除しておく必要があると考える。

7. 本年5月28日の参議院文教科学委員会での附帯決議について

本年5月28日に開催された参議院文教科学委員会において、「東日本大震災に係る原子力損害賠償についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の御中断の特例に関する法律」案に対する附帯決議が全会一致で可決されたが、その内容は、本件事故の被害の特性に鑑み、損害賠償請求権については、「全ての被害者が十分な期間にわたり賠償請求権の行使が可能となるよう、平成25年度中に短期消滅時効及び消滅時効・除斥期間に関して、法的措置の検討を含む必要な措置を講じること（第1項）とされた。具体的に期限を切って必要な措置を講じるよう明記した点は評価できるものであり、当会は、上記附帯決議に従った必要な立法措置の実施を強く求めるものである。

8. 結論

以上により、本件事故の損害賠償請求権については、民法第724条及び同法第167条第1項の規定は適用しないとする特別の立法措置を早急に講じるべきである。なお、立法に際しては、本件事故の損害賠償請求権が消滅するまでの期間については、本件事故の被害者が不利益を被ることがないように、慎重に検討を行うべきである。

平成25年7月16日

埼玉青年司法書士協議会

幹事長 広瀬 隆